

援護が必要な全ての人々が安心して年末年始を 日本共産党名古屋市議団が健康福祉局に要請（12月26日）

日本共産党名古屋市議団は12月26日、健康福祉局長と年末年始援護事業について懇談しました。

第40回援護事業。まずは事前相談へ

名古屋市では1977年（昭和52年）から安定した住居を持たない日雇労働者などを対象にした年末年始援護事業を行っており、今年で40回目となります。最近ではホームレスの方が主な対象となっていますが、臨時の相談窓口を開き、無料宿泊所を開設しています。

今年も各区役所で事前相談を実施、29日には中村区役所で朝8時30分から午後2時まで、臨時相談所を設けます。臨時相談所では、無料宿泊所への入所や、施設への入所、医療機関の受診及び入院、帰郷のための旅費支給などの援護を行います。

無料宿泊所も用意（定員150人）

無料宿泊所は150人を予定しています。年末年始にお金がなく泊まるところがない人が対象で、29日から5日まで宿泊できます。結核検診や健康相談、食事も提供されます。

一時期よりは落ち着いてはきたものの、まだ生活と住まいに困っている方は少なくなりません。必要な方にはぜひ相談にいくようおすすめください。



困窮者支援も含めた年末年始援護対策の充実に関する申し入れ
2016年12月26日

名古屋市長
河村たかし様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

市民の健康と暮らしを守る毎日の取り組みに対し敬意を表します。

今市内では、リーマンショック直後のような、年の瀬の宿泊にも困窮する人があふれかえるといった状況は解消されてきましたが、昨年時点でも90件近い方が相談に訪れ、無料宿泊所を利用されており、本市の年末年始援護対策は今後も欠かせない施策となっています。

経済的格差と貧困は、子ども、若者、高齢者と年代問わず広がっており、マスコミ報道でも多く取り上げられています。

子どもの貧困に対しては、自治体による実態調査が始まり、沖縄県に次いで愛知県でも子どもの貧困実態調査に取り組むことになりました。また、一昨年の民間団体によって実施された、ホームレス実態調査では、ホームレスの方の中の6割に精神障害や知的障害の方が存在していることも明らかとなりました。こうした社会的弱者の方が支援を受けながら地域の中で自立していくためには、縦割りの行政ではなく、関係部署が連携する仕組みをもち、市民がワンストップで相談ができ、その人の背景に応じた適切なサポートができる仕組みが求められています。

毎年この時期に取り組まれている「年末年始援護対策」や困窮者支援について以下の諸点を申し入れます。

1. 援護が必要な方すべてが安心して年末年始を過ごせるように、支援団体とも連携し、無料宿泊所と事前・臨時相談窓口に関する広報がいきわたるよう努めること。
2. 年末年始援護対策の対象となる方には、少なからず精神障害や知的障害などの方が含まれると考えられるので、精神保健福祉士や保健師など専門職員の配置に努め、障害特性に応じた対応、支援に努めること。
3. 結核検診はじめ健康診断などとともに、歯科についても歯科衛生士による口腔内観察などできる限りの健康チェックに努めること。
4. 子どもの貧困対策では子ども青少年局との連携による支援も進められているが、相対的貧困率の高いひとり親家庭などについても、年末年始の暮らしの実態について子ども青少年局とともに把握し、支援の対象としていくなど、この時期を、困窮者支援を進める集中期間として設定すること。

平成27年度の年末年始援護対策

(1) 事前相談の実施

- ・場所 区役所民生子ども課・支所区民福祉課
- ・期間 2016年12月20日（火）～28日（水）の平日
- ・時間 午前9時～午後3時まで
- ・内容 ① ホームレス自立支援施策、生活保護の相談・援護
② 臨時相談所の事前予約

(2) 臨時相談所の開設

- ・場所 中村区役所（中村区竹橋町36-31）
- ・期間 2015年12月29日（木）
- ・時間 午前8時30分から午後2時まで
- ・内容 ① 無料宿泊所への入所
② 生活保護施設、養護老人ホーム等への入所
③ 医療機関における受診及び入院
④ 帰郷のための旅費支給

(3) 無料宿泊所の開設

- ・場所 旧船見寮（港区船見町46番地）
- ・期間 2015年12月29日（木）～2016年1月4日（水）朝
- ・人員 150人
- ・対象 年末年始に資力がなく泊まる所がない人

過去の実績（人）

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
相談件数	435	249	199	169	115	98	102	88
無料宿泊所入所者数	394	211	173	153	107	93	89	78